

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、平成30年8月23日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 認証対象品目一覧
- (2) 優良木質建材等認証実施要領
- (3) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (4) 優良木質建材等認証審査要領
- (5) 優良木質建材等認証手数料規程

2. 主な改正内容

- (1) 新規品目「Q-1 難燃処理木質建材」の追加
- (2) 新規品目の設置に伴う諸項目を変更

(担当：認証部 佐野)

認証対象品目一覧 新旧対照表 (下線部分 は改正部分)

改正案					現行				
HW-A Q002-2018					HW-A Q002-2018				
認証対象品目一覧					認証対象品目一覧				
この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。					この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) (以下「規程」という。) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。				
分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分	分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分
A~P (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	A~P (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Q 難燃処理木質建材</u>	<u>Q-1</u>	<u>難燃処理木質建材</u>	<u>難燃薬剤で処理した木質建材</u>	<u>区分なし</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号			制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号		
改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号			改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号		
改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号			改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号		
改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号			改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号		
改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号			改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号		
改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号			改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号		
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号			改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号		
改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号			改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号		
改正	平成26年 2月13日	住木認発26第 14号			改正	平成26年 2月13日	住木認発26第 14号		
改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号			改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号		
改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号			改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号		
改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号			改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号		

優良木質建材等認証実施要領 改正案新旧対照表（下線部分 は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: right;">HW-A Q003-2018</p> <p style="text-align: center;">優良木質建材等認証実施要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、優良木質建材等認証規程（HW-A Q001-2015）（以下「<u>認証規程</u>」という。）第21条の規定に基づき、認証業務実施の細部に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2 申請の受付 <u>認証規程</u>第5条第1項の規定による新規の申請は、原則として毎年12月末日及び6月末日を受付期限とする。 2 <u>認証規程</u>第5条第2項の規定による更新の申請は、原則として毎年1月末日及び7月末日を受付期限とする。 3 <u>認証規程</u>第8条の規定による変更は、随時受け付ける。</p> <p>第3 申請受付の手順 <u>認証規程</u>第5条第1項の規定による新たな申請を行う場合には、申請に先立ち、当該申請に係る製品に関し、製造において安定的な品質を確保できることを示す品質安定度調査及びセンター、センターに登録されている試験検査機関（以下「<u>登録試験検査機関</u>」という。）又はセンターが認める試験検査機関において品質性能試験及び検査を実施するものとする。 2 <u>認証規程</u>第5条第2項の規定による更新の申請を行う場合には、申請に先立ち、当該申請に係る製品に関し、センター、登録試験検査機関 <u>又はセンターが認める試験検査機関</u> において当該申請に係る品質性能試験及び検査を実施するものとする。 3 <u>認証規程</u>第5条第1項及び第2項の規定による申請書には、別記1により必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。 4 <u>認証規程</u>第8条の規定による変更に係る申請書には、変更事項に関し、変更前と変更後との違い及び変更することの妥当性を明確に示す書類等を添付するものとする。 5～7（略）</p> <p>第4 認証の審査 認証の審査は、別途定める優良木質建材等認証審査要領に基づき実施するものとする。 2 <u>認証規程</u>第6条第2項第2号に規定する工場実地調査は、申請書記載事項との相違がないことの確認するため、以下に該当する工場について実施する。 (1)～(4)（略） 3～4（略）</p>	<p style="text-align: right;">HW-A Q003-2015</p> <p style="text-align: center;">優良木質建材等認証実施要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、優良木質建材等認証規程（HW-A Q001-2015）（以下「<u>規程</u>」という。）第21条の規定に基づき、認証業務実施の細部に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2 申請の受付 <u>規程</u>第5条第1項の規定による新規の申請は、原則として毎年12月末日及び6月末日を受付期限とする。 2 <u>規程</u>第5条第2項の規定による更新の申請は、原則として毎年1月末日及び7月末日を受付期限とする。 3 <u>規程</u>第8条の規定による変更は、随時受け付ける。</p> <p>第3 申請受付の手順 <u>規程</u>第5条第1項の規定による新たな申請を行う場合には、申請に先立ち、当該申請に係る製品に関し、製造において安定的な品質を確保できることを示す品質安定度調査及びセンター <u>又はセンター</u> に登録されている試験検査機関（以下「<u>登録試験検査機関</u>」という。） <u>における</u> 品質性能試験及び検査を実施するものとする。 2 <u>規程</u>第5条第2項の規定による更新の申請を行う場合には、申請に先立ち、センター <u>又は登録試験検査機関</u> において当該申請に係る品質性能試験及び検査を実施するものとする。 3 <u>規程</u>第5条第1項及び第2項の規定による申請書には、別記1により必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。 4 <u>規程</u>第8条の規定による変更に係る申請書には、変更事項に関し、変更前と変更後との違い及び変更することの妥当性を明確に示す書類等を添付するものとする。 5～7（略）</p> <p>第4 認証の審査 認証の審査は、別途定める優良木質建材等認証審査要領に基づき実施するものとする。 2 <u>規程</u>第6条第2項第2号に規定する工場実地調査は、申請書記載事項との相違がないことの確認するため、以下に該当する工場について実施する。 (1)～(4)（略） 3～4（略）</p>

<p>第5 認証 (略)</p> <p>第6 変更の取り扱い <u>認証</u> 規程第8条の規定による変更申請の取り扱いは、別記2 変更申請の取り扱い方法（以下、別記2という。）に示す範囲とする。 2 (略)</p> <p>第7 認証書の再交付 <u>認証</u> 規程第8条の規定に基づく内容の変更申請があった場合には、必要な変更を行った新たな認証書を既発行の認証書と引き替えに交付するものとする。 2 (略)</p> <p>第8 サーベイランス <u>認証</u> 規程第13条第1項に定める品質管理状況調査の実施時期は、認証から2年目の1年間とする。 2 (略) 3 品質管理状況調査において、センターは品質性能評価基準に基づく試験及び検査を実施する。試験及び検査の実施については登録試験検査機関 <u>又はセンターが認める試験検査機関</u> に委託できるものとする。 4 防腐・防蟻処理製品 <u>及び難燃処理木質建材</u> については、センターが指定する登録試験検査機関 <u>又はセンターが認める試験検査機関</u> が発行する品質性能試験成績書を年1回提出するものとする。但し、品質管理状況調査又は更新申請資料作成と時期が重なる場合は、提出を省略できるものとする。 5 (略) 6 <u>認証</u> 規程第13条第3項に規定する工場立ち入り調査は、疑義の内容を明確にしたうえで実施するものとする。</p> <p>第9 警告措置 <u>認証</u> 規程第14条の規定による警告を受けた者は、速やかに警告内容についての是正・再発防止措置を講じ、センターに報告しなければならない。</p> <p>第10 認証の一時停止 <u>認証</u> 規程第15条の規定による認証の一時停止を受けた者は、認証マークを付した製品の製造及び出荷を停止し、既出荷製品の回収に努め、その結果をセンターに報告するとともに、同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を提出しなければならないものとする。 2 (略)</p>	<p>第5 認証 (略)</p> <p>第6 変更の取り扱い 規程第8条の規定による変更申請の取り扱いは、別記2 変更申請の取り扱い方法（以下、別記2という。）に示す範囲とする。 2 (略)</p> <p>第7 認証書の再交付 規程第8条の規定に基づく内容の変更申請があった場合には、必要な変更を行った新たな認証書を既発行の認証書と引き替えに交付するものとする。 2 (略)</p> <p>第8 サーベイランス 規程第13条第1項に定める品質管理状況調査の実施時期は、認証から2年目の1年間とする。 2 (略) 3 品質管理状況調査において、センターは品質性能評価基準に基づく試験及び検査を実施する。試験及び検査の実施については登録試験検査機関に委託できるものとする。 4 防腐・防蟻処理製品については、センターが指定する登録試験検査機関が発行する品質性能試験成績書を年1回提出するものとする。但し、品質管理状況調査又は更新申請資料作成と時期が重なる場合は、提出を省略できるものとする。 5 (略) 6 規程第13条第3項に規定する工場立ち入り調査は、疑義の内容を明確にしたうえで実施するものとする。</p> <p>第9 警告措置 規程第14条の規定による警告を受けた者は、速やかに警告内容についての是正・再発防止措置を講じ、センターに報告しなければならない。</p> <p>第10 認証の一時停止 規程第15条の規定による認証の一時停止を受けた者は、認証マークを付した製品の製造及び出荷を停止し、既出荷製品の回収に努め、その結果をセンターに報告するとともに、同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を提出しなければならないものとする。 2 (略)</p>
--	---

第11 認証が失効した場合の措置

認証 規程第9条第1項第1号から第3号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既製造分については速やかに処理計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施しなければならない。

2 認証 規程第9条第1項第4号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既出荷製品を回収し、在庫品と併せ廃棄処分にする計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施するものとする。

第12 認証結果の公表

認証 規程第3条第2項、第6条第5項、第16条第3項及び第17条の規定に基づく公表は、センターのホームページ、新聞その他の方法によって行うものとする。

(付則)

(略)

制定 平成 7年 4月10日 住木技発7 第 58号
改正 平成13年10月18日 住木技発13第204号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号

別記1 認証申請書添付資料（新規及び更新）

(略)

別記2 変更申請の取り扱い方法

(略)

別記3 認証番号の付与方法

(略)

第11 認証が失効した場合の措置

規程第9条第1項第1号から第3号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既製造分については速やかに処理計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施しなければならない。

2 規程第9条第1項第4号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既出荷製品を回収し、在庫品と併せ廃棄処分にする計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施するものとする。

第12 認証結果の公表

規程第3条第2項、第6条第5項、第16条第3項及び第17条の規定に基づく公表は、センターのホームページ、新聞その他の方法によって行うものとする。

(付則)

(略)

制定 平成 7年 4月10日 住木技発7 第 58号
改正 平成13年10月18日 住木技発13第204号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号

別記1 認証申請書添付資料（新規及び更新）

(略)

別記2 変更申請の取り扱い方法

(略)

別記3 認証番号の付与方法

(略)

優良木質建材等品質性能評価基準 Q-1 難燃処理木質建材 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正案		現行																		
Q-1 難燃処理木質建材		(新設)																		
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p><u>難燃薬剤で処理を施した木質建材。ただし、国土交通大臣が難燃材料、準不燃材料若しくは不燃材料として認定したもの又は定めたものに限る。</u></p>																				
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① <u>品質管理責任者等 (JAS 登録認証機関による研修修了者等) (1名以上)</u></p>																				
<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 発熱性試験</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面の欠点測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	性能区分	1 発熱性試験		検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面の欠点測定										
試験項目	性能区分																			
1 発熱性試験																				
検査項目	性能区分																			
1 寸法測定																				
2 材面の欠点測定																				
<p>4. 試験・検査の方法及び判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th>発熱性試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験の抽出</td> <td><u>1 荷口から 3 本(枚)の試料材を抽出する。</u></td> </tr> <tr> <td>試験片の作製</td> <td><u>各試料材の中央から 99mm 四方の試験片を切り出す。試験片厚さは製品厚さとする。</u></td> </tr> <tr> <td>試験方法</td> <td><u>試験片の難燃材料、準不燃材料、不燃材料の区分にしたがい、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。</u></td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td><u>判定基準は、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。試験片のすべてが判定基準に適合する場合、合格したものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td><u>結果には発熱速度及び総発熱量の経時変化の図を添付すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">検査項目</th> <th>寸法測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験の抽出</td> <td><u>1 荷口から 5 本抽出する。</u></td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td><u>短辺、長辺及び材長を鋼製スケール又はノギスで測定する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	発熱性試験	試験の抽出	<u>1 荷口から 3 本(枚)の試料材を抽出する。</u>	試験片の作製	<u>各試料材の中央から 99mm 四方の試験片を切り出す。試験片厚さは製品厚さとする。</u>	試験方法	<u>試験片の難燃材料、準不燃材料、不燃材料の区分にしたがい、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。</u>	判定基準	<u>判定基準は、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。試験片のすべてが判定基準に適合する場合、合格したものとする。</u>	備考	<u>結果には発熱速度及び総発熱量の経時変化の図を添付すること。</u>	検査項目	寸法測定	試験の抽出	<u>1 荷口から 5 本抽出する。</u>	検査方法	<u>短辺、長辺及び材長を鋼製スケール又はノギスで測定する。</u>	
試験項目	発熱性試験																			
試験の抽出	<u>1 荷口から 3 本(枚)の試料材を抽出する。</u>																			
試験片の作製	<u>各試料材の中央から 99mm 四方の試験片を切り出す。試験片厚さは製品厚さとする。</u>																			
試験方法	<u>試験片の難燃材料、準不燃材料、不燃材料の区分にしたがい、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。</u>																			
判定基準	<u>判定基準は、建築基準法に基づく認定に係る指定性能評価機関が定める防耐火性能試験・評価業務方法書の発熱性試験・評価方法による。試験片のすべてが判定基準に適合する場合、合格したものとする。</u>																			
備考	<u>結果には発熱速度及び総発熱量の経時変化の図を添付すること。</u>																			
検査項目	寸法測定																			
試験の抽出	<u>1 荷口から 5 本抽出する。</u>																			
検査方法	<u>短辺、長辺及び材長を鋼製スケール又はノギスで測定する。</u>																			

判定基準	表示寸法と測定した寸法との差が自社の基準に適合すること。		
備考			
検査項目	材面の欠点測定		
試料の抽出	製材についての検査方法（第1種検査方法）による（平成19年11月22日農林水産省告示第1467号）。		
検査方法	鋼製スケール、ノギス又は目視による。		
判定基準	材面の品質が自社の基準に適合すること。		
備考			

優良木質建材等認証審査要領 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正案	現行
HW-A Q007-2018	HW-A Q007-2018
優良木質建材等認証審査要領	優良木質建材等認証審査要領
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 本要領の基本的活用方針 (略)	2 本要領の基本的活用方針 (略)
3 審査の観点 (略)	3 審査の観点 (略)
4 審査の手順 (略)	4 審査の手順 (略)
5 製品の品質に関する審査 (略)	5 製品の品質に関する審査 (略)
6 生産体制の品質に関する審査 (略)	6 生産体制の品質に関する審査 (略)
7 供給体制の品質に関する審査 (略)	7 供給体制の品質に関する審査 (略)
8 工場実地調査 (略)	8 工場実地調査 (略)
9 審査報告書 (略)	9 審査報告書 (略)
制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号	改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ P-1(略)	(略)	(略)
Q-1	難燃処理木質建材	① 品質管理責任者等（JAS登録認証機関による研修修了者等）（1名以上）
X-1(略)	(略)	(略)

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ P-1(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
X-1(略)	(略)	(略)

優良木質建材等認証手数料規定 新旧対照表 (下線部分 は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">HW-A Q008-2018</p> <p style="text-align: center;">優良木質建材等認証手数料規程</p> <p>1 趣旨 この規程は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) (以下「<u>認証規程</u>」という。) 第 2 1 条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義 この規程において、表-1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 表-1 用語の定義 (略)</p> <p>3 新規及び更新手数料 <u>認証</u> 規程第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表 1 による。</p> <p>4 変更手数料 <u>認証</u> 規程第 8 条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数は別表 2 による。</p> <p>5 認証書の再交付料 認証実施要領 (HW-A Q003-2018) の第 7 に規定する認証書の再交付を行う場合の手数は、認証書 1 枚につき 10,000 円 (税別) とする。</p> <p>6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (1) <u>認証</u> 規程第 6 条第 2 項第 2 号に規定する工場実地調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、別に定めるセンターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者に支払いを求める。 (2) <u>認証</u> 規程第 1 3 条第 1 項に規定するサーベイランスの品質管理状況調査において、調査員が工場に赴く旅費については、別に定める「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者に支払いを求める。</p> <p>7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)</p> <p>(付則) (略)</p>	<p style="text-align: right;">HW-A Q008-2018</p> <p style="text-align: center;">優良木質建材等認証手数料規定</p> <p>1 趣旨 この規定は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第 2 1 条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義 この規定において、表-1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 表-1 用語の定義 (略)</p> <p>3 新規及び更新手数料 規程第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表 1 による。</p> <p>4 変更手数料 規程第 8 条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数は別表 2 による。</p> <p>5 認証書の再交付料 認証実施要領 (HW-A Q003-2015) の第 7 に規定する認証書の再交付を行う場合の手数は、認証書 1 枚につき 10,000 円 (税別) とする。</p> <p>6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (1) 規程第 6 条第 2 項第 2 号に規定する工場実地調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、別に定めるセンターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者に支払いを求める。 (2) 規程第 1 3 条第 1 項に規定するサーベイランスの品質管理状況調査において、調査員が工場に赴く旅費については、別に定める「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者に支払いを求める。</p> <p>7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)</p> <p>(付則) (略)</p>

制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
 改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
 改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
 改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
 改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
 改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号

別表1 認証手数料 (税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ P-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Q-1	難燃処理木質建材		640,000円	450,000円
X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料 (税別)

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	10,000円 (認証書記載事項以外の場合は無料)

制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
 改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
 改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
 改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
 改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
 改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

別表1 認証手数料 (税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ P-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料 (税別)

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	10,000円 (認証書記載事項以外の場合は無料)

2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	80,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	80,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	100,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの（倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る）	200,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	200,000円
ただし、上記の他、別途見積もりによる場合もある。			

2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	80,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	80,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	100,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの（倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る）	200,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	200,000円